

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 22 日現在

機関番号：32652

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03580

研究課題名(和文)投資協定の多様化とその締結要因

研究課題名(英文)Diversification of investment agreements and factors for their conclusion

研究代表者

西村 もも子(NISHIMURA, Momoko)

東京女子大学・現代教養学部・講師

研究者番号：00784448

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：1990年代以降、国際資本移動の活発化を背景に国際投資協定の締結が進んだ。しかしながら2000年代に入ると新たに締結される投資協定の数は減り、各国の投資協定の規律内容は大きく変化した。従来の投資協定は、投資受入国による恣意的政策から投資家やその財産を保護するための条項と外国投資の参入障壁の除去を目的とする条項で構成されていた。これに対して近年は、外国投資に対する政府の規制権限を強化するための規定を投資協定に含めようとする国が増えている。本研究は、このように投資の自由化と政府の規律強化のための規定が混在する現在の投資協定について、その規律内容を決定する要因は何かを明らかにすることを目指した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際資本移動が活発になり世界全体の直接投資が急増するにつれて、外国資本が各国にもたらす影響の大きさが問題視されるようになってきている。したがって、この分野を規律する唯一の国際制度である投資協定がどのように制定されているのかを分析することは重要である。また、投資協定の制定に向けて、近年、各国の政府、企業、環境団体、労働組合などさまざまなアクターが政治過程に参加しており、その過程を分析することは直接投資に関する各国の対外政策の決定要因を調べる上で非常に有用である。

研究成果の概要(英文)：As the international movement of capital and global direct investment has dramatically increased since the 1990s, more international investment agreements have been concluded. However, in the 2000s, the number of newly concluded investment agreements declined and there has been a significant change in the stipulations in investment agreements. A conventional investment agreement contains provisions to protect investors and their properties from arbitrary policies by the recipient country and provisions to remove entry barriers for foreign investment. Recently, more countries are endeavoring to include provisions that strengthen the government's regulatory competencies over foreign investment in the investment agreement. This study examines the current investment agreements which contain a mixture of provisions to promote investment liberalization and to strengthen the government's regulatory competencies, so that we can identify the factors that determine their provisions.

研究分野：国際関係論、国際政治経済

キーワード：投資協定 国際政治経済 直接投資

## 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、国際資本移動が活発になり世界全体の直接投資が急増すると同時に国際投資協定の締結が進んだ。国際的な直接投資を規律する多国間制度は未だ成立しておらず、この分野を規律する唯一の国際制度がこの投資協定である。投資協定の急増を受けて、政治学や経済学の見地から投資協定の締結要因やその効果を分析する研究が多く示されてきた。これらの研究の大半が、投資協定は先進国からの投資拡大を求める途上国が締結を求めると捉えているため、その締結要因を途上国の国内政治や対外関係から説明している。また、大半の先行研究は、投資協定はいずれも同じ一枚岩として扱っており、国や時期によって投資協定の規律内容に違いがあることを重要視していない。しかしながら近年の投資協定には、これらの先行研究の前提に合わない事実が生じている。まず、確かに投資協定の締結数は1990年代前半に急増したが、2000年代に入ると年間締結数の増加幅は格段に鈍っている。他国からの投資拡大を求める途上国の全てが投資協定を締結しているわけではないのである。また、従来の投資協定は先進国の投資家の財産の保護や投資受入国における投資環境の自由化が主な規律内容だったが、近年は、環境保護や労働条件の改善などの観点から、投資受入国が外国企業に対して規制する権限を強化する条項を加える動きが顕著になっている。すなわち、従来の投資協定を通じた外資規制の緩和の動きとは真逆の傾向が強まっているのである。本研究は、このような近年の投資協定の多様化に着目した。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、以上のような投資協定をめぐる近年の変化を明らかにした上で、投資協定の規律内容の多様化を決定づけている要因は何かを分析することにある。今日の投資協定の規律内容は、その特徴に応じて次の三つに分けられる。第一に、投資受入国による収用や恣意的な法律の運用から投資家やその財産を保護するための条項(「伝統型」)、第二に、外国からの投資の参入障壁の除去を目的とする条項(「自由化型」)である。第三に、環境保護や労働条件の改善を理由として外国からの投資に対する政府の規制権限を強化するための規定(「政府規律型」)であり、この条項は近年新たに加えられるようになったものである。本研究の目的の一つは、このような投資協定の多様化を、主要国の代表的な投資協定それぞれについて調べ、どのタイプの規定が多いのか、それぞれの投資協定について分類することである(被説明変数の整理)。本研究のもう一つの目的は、それぞれのタイプの投資協定がどのような条件で締結されるのか、投資協定の締結要因を明らかにすることである(説明変数の抽出)。これらの作業を通して、近年の投資協定の締結要因に関する新たな分析枠組みを提示することを目指した。

## 3. 研究の方法

まず、近年の変化まで視野にいれた投資協定の通史をまとめるとともに、国際政治学の見地から投資協定を分析した先行研究の整理を行った。本研究を開始した2017年前後に、前述の投資協定の多様化を踏まえた先行研究がいくつか公表されたため、これらの先行研究を重点的に確認した。その結果、政府規律型の条項を含む近年の投資協定についてデータベースが既に作成されており、その締結要因について計量分析が行われていることがわかった。しかしながら、これらの先行研究は、研究の出発点とするに相応しいものの、説明変数と被説明変数の抽出がともに断片的な分析にとどまっており、まずは投資規律型の規定の導入に積極的な国がどのような国内政治を経て投資協定の制定を目指しているのか、政治過程の精緻な分析が必要であると判断した。そこで、米国、カナダ、EUのモデル投資協定(投資協定の交渉前に各国が公表する投資協定のモデル)の制定過程を事例として取り上げ、その国内、域内政治過程を分析した(説明変数の抽出)。

次に、近年の代表的な投資協定やモデル投資協定を取り上げ、それぞれの協定の条項を法的専門家による助けを得ながら分析し、伝統型、自由型、政府規律型の規定が、具体的にどのような条文で表されているのか、その規律対象や範囲がどのように異なるのかを確認した。そして、各国の投資協定を数値化することによって、客観的に比較分析することを試みた(被説明変数の抽出)。

## 4. 研究成果

研究成果は以下の三点である。

第一に、最新の研究を含む投資協定に関する先行研究を確認することを通して、そこに焦点を絞って研究を進めるべきかを明確にすることができた。特に、本研究と同じく近年の投資協定に政府規律型の投資協定が増えていることに着目した先行研究は、政府規律型の投資協定を、「法

制化(legalization)」の中でも「明確性(Precision)」の強化に該当すると解釈している(Mark S. Manger and Clint Peinhardt, “Learning and the Precision of International Investment Agreements,” *International Interactions*, 2017, pp.1-21.)。その上で、近年の投資協定の規定内容の変化を、投資協定における紛争手続( ISDS 仲裁)の増加から説明している。従来、この ISDS 仲裁は、先進国の投資家が投資受入国である途上国政府に対して行うものが主流だったが、1990 年代後半以降、先進国政府が仲裁に提訴される事例が出現した。先行研究はこの点に注目し、先進国政府は投資協定上の規定内容を明確化させることで仲裁に提訴される場合に備えていると捉えている。そして、2012 年までに制定された 1,200 の投資協定について明確性の度合いを示したデータを作成し、計量分析をおこなっている。そして、投資母国が ISDS 手続による提訴を受けるほど投資協定における明確性は高まり、そしてこの明確性は世界全体における ISDS 仲裁の数自体が増えるほど高まるという結論を導いている。しかしながら、実際には海外直接投資に積極的な国が投資協定に基づいて ISDS 仲裁を申し立てられたケースは、ISDS 仲裁の総数の 1 割にも満たない。このような少数の事例が、政府規律型の規定の導入にどのようにつながったという点の解明が重要であると考えた。

第二に、米国、EU、カナダの近年の投資協定の制定をめぐる国内政治過程を分析したことである。特に重点的に分析したのが米国の国内政治過程である。米国は最近では 2004 年と 2012 年にモデル投資協定の改定を行い、政府規律型の規定の導入を積極的に推進するようになった。その過程を分析した結果、以下の点が明らかになった。米国がモデル投資協定の改定に着手するきっかけは、先行研究の指摘どおり、カナダや米国を被申立国とする ISDS 仲裁の増加に米政府が懸念を抱いたことであった。これは、投資誘致のために途上諸国の環境や労働条件が悪化することを阻止すべきという国内の市民団体や環境団体の主張を受けたものだった。その後、論点は次第に、投資協定そのもののよりも、海外からの投資活動に対する米国の国内法のあり方へと重点が移っていった。米政府の規制権限を強化することによって、米国民の権利、中でも労働者の雇用を保護すべきという考えが労働組合を中心に主張された。しかしながら、投資協定を通して米国の外国企業に対する規定を強化することは、米企業の海外における自由な投資活動の制限につながるため、産業界は断固反対の姿勢をとった。最終的に制定された米国のモデル投資協定では、労働組合と産業界の間の妥協点が示されることとなった。同様の分析をカナダや EU の国内政治についても行った結果、先進国が投資協定の規定内容を決める要因は、国内への海外企業による直接投資の拡大と、自国企業による海外直接投資の拡大という二つであると結論づけた。このうち米国の国内政治過程の分析結果については論文にまとめ、一般財団法人日本学会刊行の『国際政治』に投稿し、掲載が予定されている。

第三に、米国、カナダ、ドイツ、EU が制定してきたこれまでのモデル投資協定の内容を確認し、その変化を明らかにした上で、近年の投資協定においてどのような形で政府規律型の規定が盛り込まれているのかを分析した。「投資」や「投資家」の定義の仕方、内国民待遇や最恵国待遇といった基本原則、収用、環境・労働基準の向上、ISDS 条項、透明性の確保、国有企業の規制など、分析は多様な論点にわたっている。さらに、これらの分析結果を通して、各国の投資協定を対外投資に対する自由度と対内投資に対する自由度という観点から数値化することによって、客観的に比較分析することができた。投資協定上の法的な論点は多岐に渡り、分析対象とすべき投資協定は多数存在するため、研究期間内にそのすべてを網羅することはできなかったため、当初予定していたデータベースの作成にまでは到達できなかったが、その作成に必要な作業の多くは完了させることができたため、今後の研究において、当初の目標を実現させる予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 西村もも子	4. 巻 -
2. 論文標題 グローバル化と投資協定 投資の自由化と制限をめぐる米国の国内政治	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西村もも子
2. 発表標題 投資協定の保護主義化と先進国の国内政治 - 直接投資をめぐる米国の企業と政府
3. 学会等名 2017年度日本国際政治学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------